

別表六の二(二十二)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小連結法人が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 事 年 度	結 業 年 度	法人名	()
1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	16
17	18	19	20
21	22	23	24
25	26	27	28
29	30	31	32
33	34	35	36

「21」欄
 中小連結法人が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の6第2項」
 ② 「区分番号」欄：「10610」
 ③ 「適用額」欄：「21」欄の金額

別表六の二(二十二) 令二・四・一以後終了連結事業年度分